

南三陸町国民健康保険からのお知らせ

大学などに進学するときの学生用の被保険者証について(マル学保険証)

南三陸町国民健康保険の加入者が、大学や短大、専門学校などへ進学するために町外へ転出するときには、学生用の被保険者証(マル学保険証)を交付することができます。

マル学保険証が交付される人は、住所を南三陸町外へ定めることとなりますが、国保の資格は転出前に所属していた世帯の国保加入者として取り扱いますので、転出先の市区町村で新たに国保に加入する必要はありません。

また、マル学保険証該当者の国民健康保険税は、転出前に所属していた世帯の世帯主に対して、これまでどおり課税されます。

■ マル学保険証の交付条件

- 修学のため、住所を南三陸町外に移すこと
- 学費・生活費などの仕送りを受けていること
 - ※1 学校は大学、高等専門学校、専修学校など、学校教育法に定められているものになります。
 - ※2 修学中の学生であっても、学費・生活費などの仕送りを受けていないか、受けていてもごくわずかで経済的に独立した生活を行っている人はマル学保険証の交付対象とはなりません。

■ マル学保険証の有効期限

- マル学保険証は毎年3月31日で国民健康保険被保険者証の有効期限が切れます。更新を希望する人、新規で申請される人は、必要書類を準備いただき、申請手続きをお願いします。

■ 申請時必要書類

- 国民健康保険被保険者証マル学届書
- 在学証明書の原本(入学前の場合は合格通知書など、進学の事実が分かる書類でも可。ただし、入学後に在学証明書の原本を提出してもらいます。)
- 国保の被保険者証(申請時に交付されているマル学対象者のもの)
- 届出人の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)

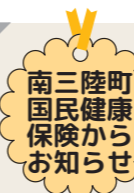
■ マル学保険証の返還事由

- 通学していた学校を卒業したとき
- 通学していた学校を年度途中で退学したとき

届け出先 南三陸町町民税務課・歌津総合支所

出産育児一時金の金額が増額になりました

法律改正により、令和5年4月1日以降に出産された人への出産育児一時金の額が今までの42万円から50万円に増額となりました。出産育児一時金は、妊娠85日以上で、出産時(死産・流産含む)に加入している保険から受給できます。詳しくは、現在加入している保険者、またはお勤め先へお問い合わせください。



国保加入・脱退は14日以内の届け出を!

国民健康保険の切り替えは、自動的にはされません。異動(就職、扶養認定、退職など)があったときはご自身で届け出をしてください。

● どんなときに届け出が必要になりますか?

就職や家族の扶養に入る場合などの「脱退」、退職や家族の扶養から外れる場合などの「加入」の際は届け出が必要となります。異動があった日から14日以内に届け出が必要です。

※例: 4月1日付けで引っ越しをした、就職して社会保険に加入したなど
⇒4月15日までに届け出を!

● 国保加入の届け出が遅れるとどうなりますか?

保険証がないため、医療機関の窓口で医療費を全額支払わなければなりません。また、加入の資格が発生した日までさかのぼって国保税を納める必要があります。

● 具体的な手続きはどうすれば良いですか?

お勤め先から発行される資格喪失・取得証明書、または新たに加入した健康保険の保険証を持参してください。窓口にて資格異動届を記入いただき、届け出が完了となります。国保への加入の場合、届け出をした際に保険証をお渡しします。

● 資格喪失・取得証明書とはどういうものですか?

社会保険を喪失または取得したことが記載されている証明書です。職業安定所(ハローワーク)で発行される離職票では国保加入の手続きを行えませんのでご注意ください。これらの書類をお勤め先から取得の上、届出時に持参してください。

● マイナンバーカードを保険証として使えるようにしているので、切り替えの手続きは必要ないですか?

マイナンバーカードに保険証機能を付与している場合でも、町へ届出をしないと保険情報が切り替わらないため、届け出は必要です。

届け出先 南三陸町町民税務課・歌津総合支所

南三陸町国民健康保険からのお知らせ

新型コロナウイルスに感染したことによる傷病手当金適用期間が再度延長されました

南三陸町の国民健康保険に加入している人が、新型コロナウイルス感染症に感染が疑われた症状で仕事ができなかったことにより、その期間の給与が支払われなかった際には、傷病手当金が支給される場合があります。

今回、法律改正により適用期間が次のとおり延長されましたので、対象となる人はお早めに申請をお願いします。

なお、制度の詳細については町公式ホームページ、または広報1月1日号をご確認ください。

適用期間	内容
(法律改正前)	令和2年1月1日から令和5年3月31日の間で、療養のため勤務に服することができない期間
(法律改正後)	令和2年1月1日から令和5年5月7日の間で、療養のため勤務に服することができない期間

☎ 町民税務課 医療給付係 ☎46-1373